

21.鹿嶋市立図書館資料収集方針

平成28年4月1日

(趣旨)

この方針は、鹿嶋市立図書館管理運営規則（平成7年教委規則第8号）第6条に規定する事業を円滑に行うため、鹿嶋市立図書館における図書館資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(収集方針)

公立図書館の役割，市民の要望，社会的な動向等に配慮しながら，市民の文化，教養，調査，研究，レクリエーション等に資する資料を収集する。加えて，地域情報の集積場所として，郷土・行政資料について網羅的に収集する。

(収集資料)

- 1 図書
- 2 郷土資料及び行政資料
- 3 逐次刊行物
- 4 視聴覚資料
- 5 図書館利用に障害がある人のための資料
- 6 その他の出版物

(選定方法)

収集資料の選定は，収集方針に基づき，次の方法により図書館職員の合議によって行う。

- 1 市民からのリクエストによる選定
- 2 図書館職員選定資料による選定
- 3 店頭及び見計らいによる選定
- 4 寄贈による選定

(選定にあたっての参考資料)

- 1 図書館流通センター新刊案内
- 2 出版年鑑
- 3 新聞，雑誌等の書評及び広告
- 4 その他の出版物

(資料別収集の方針)

1 図書

- (1) 一般書は、基礎的な入門書から専門書まで、広く市民の読書欲求を捉えて選定する。文学書等のベストセラーに関しては、複本は原則的に購入しないが、予約が10人を超えた段階で検討するものとする。
- (2) 高齢者の利用が増えていることから、読書傾向や利用状況等について把握し、選定に反映する。
- (3) 児童図書は乳幼児から小学生を対象とした資料を収集する。また、学校図書館との連携を深めるための資料を収集する。
- (4) 中高生の興味や関心を調査し、時事的なテーマから古典や名作まで幅広く収集する。
- (5) 寄贈図書資料については、寄贈者の意思を尊重して収集するが、資料の内容により開架しない場合もある。
基本として、百科事典と雑誌、欠本のある全集等は寄贈を受けないものとする。
- (6) 基本としてコミックについては、収集しないものとする。
ただし寄贈により、全巻揃っており、図書館所蔵に耐えると判断される場合は、この限りでない。

2 郷土資料及び行政資料

- (1) 鹿嶋市及び関連団体等の発行物は、パンフレット・地図・写真等を含め網羅して収集する。
- (2) 鹿嶋市が発行した行政資料は可能な限り収集する。

3 逐次刊行物

- (1) 雑誌は、各分野における基本的な雑誌を中心に利用頻度などを考慮して検討する。
- (2) 新聞は、国内発行の主要紙を中心に収集する。専門紙等については、利用頻度に応じて収集する。

4 視聴覚資料

- (1) DVD、CDなど、市民の趣味・教養・文化活動に資する基本的な作品を収集する。
- (2) 郷土資料に関する資料は、積極的に収集する。

5 図書館利用に障害がある人のための資料

大活字本、布絵本及び点字本の収集に努める。

6 その他の出版物

デジタル資料は、必要に応じて収集する。また、所蔵資料のデジタル化についても研究を進める。

(収集から除外するもの)

- 1 不健全又は低俗なもので、資料価値に乏しいもの
- 2 人権への配慮に欠ける資料
- 3 特殊装備の資料及び形態が複雑な資料
- 4 取得価格が著しく高い資料
- 5 参考書、各種試験問題集及び各種試験のテキスト類
- 6 特定の機関、個人及び団体等の宣伝となる資料
- 7 個人及び団体等を中傷するような資料
- 8 犯罪を助長するような資料

(リクエスト基準について)

- 1 資料購入費、蔵書スペースが限られていることを勘案し、リクエスト基準は次のとおりとする。
 - (1) 利用者への公平なサービスを優先する。
 - (2) 特定の要求については、他の利用者のニーズも勘案する。
 - (3) 全体的な蔵書バランスを考慮する。
- 2 リクエストされても購入しないものは、次のとおりとする。
 - (1) 購入単価が5,000円以上の高額なもの
 - (2) AV資料、コミック類、過度に専門性が高いもの
 - (3) 参考書及び問題集
 - (4) ゲームの攻略本
 - (5) 付属の映像資料がメインになっているもの
 - (6) 芸能人等の写真集
 - (7) 雑誌（郷土資料にあたるものは考慮する）

附 則

この収集方針は、平成28年4月1日から施行する。